



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年6月22日火曜日 第217号

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 914
 保安林予定森林..... (森林整備課) ... 914
 指定障害児通所支援事業の廃止..... (東予地方局地域福祉課) ... 914
 土地改良の定款変更の認可..... (東予地方局農村整備課) ... 915
 土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 915
 道路の供用開始 (県道上尾峠久万線)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 915
 土地改良区役員の就退任の届出 (3件)..... (南予地方局農村整備課) ... 915
 落札者等の告示..... (警察本部会計課) ... 916

公 告

第2次愛媛県自治体情報セキュリティクラウド移行業務委託..... (スマート行政推進課) ... 916

雑 報

環境影響評価方法書について (2件)..... (環境政策課) ... 917

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第863号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和3年6月22日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者名	認 定 の 有効期限
宇和島市立津島病院	宇和島市津島町高田丙15番地	宇和島市	令和6年6月27日まで

○愛媛県告示第864号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年6月22日

○愛媛県告示第865号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年6月22日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	廃止に係る指定障害児通所支援事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850200381	特定非営利活動法人 続ける力	愛媛県今治市桜井三丁目9番5号	山崎 昭人	児童発達支援	おくらっこくらぶ	愛媛県今治市近見町2丁目1番61号	令和2年12月31日
3850200381	特定非営利活動法人 続ける力	愛媛県今治市桜井三丁目9番5号	山崎 昭人	放課後等デイサービス	おくらっこくらぶ	愛媛県今治市近見町2丁目1番61号	令和2年12月31日

○愛媛県告示第866号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市橋土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年6月22日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

○愛媛県告示第867号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、北条市北条土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年6月22日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	森田 務	松山市北条561番地3
"	伊田 憲弘	松山市北条479番地1
"	野田 和宏	松山市北条357番地2
"	北尾 幸一	松山市北条1109番地1
"	依原 正文	松山市北条490番地

"	森田 浩敏	松山市北条362番地8
"	野田 繁	松山市北条924番地
"	伊田 弘和	松山市北条939番地
監事	米田 正	松山市北条1066番地9
"	宇高 徹二	松山市北条932番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	北尾 幸一	松山市北条1109番地1
"	森田 務	松山市北条561番地3
"	豊田 英一	松山市北条819番地
"	依原 正文	松山市北条490番地
"	伊田 憲弘	松山市北条479番地1
"	森田 浩敏	松山市北条362番地8
"	野田 繁	松山市北条924番地
"	伊田 弘和	松山市北条939番地
監事	野村 肇雄	松山市北条512番地1
"	宇高 徹二	松山市北条932番地

○愛媛県告示第868号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年6月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名1919番3から同町二名1926番4まで	令和3年6月22日

○愛媛県告示第869号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、城辺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年6月22日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	木原 荘二	南宇和郡愛南町御荘平城3872番地7

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	岡田 敏弘	南宇和郡愛南町増田2619番地

○愛媛県告示第870号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、緑僧都土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年6月22日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	木原 荘二	南宇和郡愛南町御荘平城3872番地7

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	岡田 敏弘	南宇和郡愛南町増田2619番地

○愛媛県告示第871号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大久保山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年6月22日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	木原 荘二	南宇和郡愛南町御荘平城3872番地7

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	岡田 敏弘	南宇和郡愛南町増田2619番地

○愛媛県告示第872号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年6月22日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
ヘリコプター12ヶ月定期点検整備	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和3年5月12日	中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地	39,380,000円	一般競争入札	令和3年3月30日

公 告

○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和3年6月22日

愛媛県知事 中村時広

1 業務概要

(1) 業務名

第2次愛媛県自治体情報セキュリティクラウド移行業務

(2) 業務内容

第2次愛媛県自治体情報セキュリティクラウド移行業務委託公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「情報処理」について令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(2) 技術提案書を特定するための評価項目

ア 基本要件

ランドデザイン、1で示した業務と同種又は類似の業務

の実績及び業務の実施体制の妥当性

イ 機能要件

CDN及びファイルの無害化に係る機能の妥当性

ウ 非機能要件

インターネットの利用促進における利便性及び柔軟性

エ 移行要件

次期システムへの移行に関する基本方針、スケジュール並びに参加団体の役割分担及び負担軽減の仕組みの妥当性

オ 運用要件

システムの運用保守に関する基本方針及びサービスのレベルの妥当性

カ 費用

移行費用及びサービス利用費用の経済性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマート行政情報グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)12 2287

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和3年6月22日（火）から7月6日（火）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和3年7月6日(火)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和3年8月2日(月)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマート行政情報グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2287

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Migration of 2nd Ehime local government information security cloud , 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m. , 6 July 2021

Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m. , 2 August 2021

(3) For further inquiries relating to the proposal , please

contact: Smart Administrative Computerization Group , Smart Administrative Promotion Division , Digital Strategy Subdepartment , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2287

雑 報

○公 告

環境影響評価方法書について

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)第5条第1項の規定により、次の対象事業に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成したので、同条例第7条の規定により、

次のとおり公告します。

また、同条例第7条の2第2項の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

令和3年6月22日

大王製紙株式会社

代表取締役社長 若林 頼房

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 事業者の名称 大王製紙株式会社

(2) 代表者の氏名 代表取締役社長 若林 頼房

(3) 主たる事務所の所在地 愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 大王製紙 三島工場 リサイクル発電設備設置事業

(2) 種類 産業廃棄物焼却施設の設置の事業

(3) 規模 1日当たりの処理能力

25号ボイラー 処理能力:約3 A60 t / 日

26号ボイラー 処理能力:約2 210 t / 日

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県四国中央市三島紙屋町5番1号ほか

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

愛媛県四国中央市

5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

愛媛県県民環境部環境局環境政策課(愛媛県松山市一番町四丁目4番地2)

四国中央市役所市民部生活環境課(愛媛県四国中央市三島宮川四丁目6番55号)

大王製紙株式会社三島工場(愛媛県四国中央市三島紙屋町5番1号ほか)

(2) 縦覧期間

令和3年6月22日(火)から令和3年7月21日(水)まで(土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。)

(3) 縦覧時間 8時30分から17時15分まで(開庁時間に準ずる)

6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びにその他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限 令和3年8月4日(水)まで

(2) 提出先

〒799 - 0492 愛媛県四国中央市三島紙屋町628

大王製紙株式会社(エネルギー企画部 環境アセスメント担当宛)

(3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)

7 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 開催日時 令和3年7月16日 18時から19時30分まで
- (2) 開催場所 大王製紙四国本社・生産本部 8階コンベンションホール
(愛媛県四国中央市三島紙屋町628)

○公 告

環境影響評価方法書について

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)第5条第1項の規定により、次の対象事業に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成したので、同条例第7条の規定により、次のとおり公告します。

また、同条例第7条の2第2項の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

令和3年6月22日

オオノ開発株式会社

代表取締役 大野 剛 嗣

- 1 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (1) 事業者の名称 オオノ開発株式会社
 - (2) 代表者の氏名 代表取締役 大野 剛嗣
 - (3) 主たる事務所の所在地 愛媛県松山市北梅本町甲184番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 オオノ開発株式会社東温処分場廃棄物焼却施設整備事業
 - (2) 種類 産業廃棄物焼却施設の設置の事業
ごみ焼却施設の設置の事業
(愛媛県環境影響評価条例別表6の項に掲げる事業の種類に該当)
 - (3) 規模 1日当たりの処理能力 120トン 2基
- 3 対象事業が実施されるべき区域
愛媛県東温市河之内字北引岩乙843番14他
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
愛媛県東温市、西条市
- 5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
愛媛県県民環境部環境局環境政策課(愛媛県松山市一番町四丁目4番地2)
東温市役所(愛媛県東温市見奈良530番地1)
西条市役所(愛媛県西条市明屋敷164番地)
 - (2) 縦覧期間
令和3年6月22日(火)から令和3年7月21日(水)まで
(土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。)
 - (3) 縦覧時間 8時30分から17時15分まで(開庁時間に準ずる)
- 6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びにその他意見書の提出に必要な事項
 - (1) 提出期限 令和3年8月4日(水)まで
 - (2) 提出先
〒791-0321 愛媛県東温市河之内乙825番地3
オオノ開発株式会社(担当 第三営業部 丹下)

- (3) 意見書に記載すべき事項
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称
 - ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)
- 7 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 開催日時 令和3年7月3日(土) 14時から15時まで
 - (2) 開催場所 土谷公民館(愛媛県東温市河之内甲1211番地3)